「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領

平成22年3月25日 土木部道路維持課長 河川課課課 港湾空港課課 砂防課課 砂防課課長 砂防調課長 長林水産部農村整備課課長 農林水産部農地整備課長 森林整備課長

(目的)

第1条 地域の人々が道路、河川、海岸、港湾、空港、砂防、公園、治山、漁港の公共土木施設における美化活動、草刈り等の愛護ボランティア活動に取り組む団体(以下、「愛護団体」という。)に対し、「ハートフルしまね」による支援を行うことにより、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を拡げることを目的とする。

(対象施設の定義)

- 第2条 この要領における対象施設の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 道路

「道路」とは、道路法((昭和27年法律第180号))第3条第2号に規定する 一般国道のうち島根県の管理が係るもの、同条第3号に規定する都道府県道及び 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第4号に掲げる臨港道路をいう。

(2) 河川、海岸

「河川・海岸」とは、河川法(昭和39年法律第167号)第5条に規定する二級河川、同法第9条第2項に規定する一級河川の指定区間、土地改良法(昭和24年法律第195号)第94条の6第1項の規定により県が管理する国営代行島田干拓建設事業により造成された潮受堤防及び国営代行宍道干拓建設事業により造成された湖岸堤防、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項に規定する公共海岸並びに漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第2項から第4項に規定する漁港区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいう。

(3) 港湾施設

「港湾施設」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項各号に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいい、同条第5項第4号に掲げる臨港道路を除いたものをいう。

(4)空港施設

「空港施設」とは、県が管理する出雲空港、石見空港、隠岐空港の空港公園、タ ーミナル地区駐車場、ターミナル地区道路をいう。

(5) 砂防施設

「砂防施設」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、並びに前記設備等に近接する県が管理する土地をいう。

(6) 公園

「公園」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する公園のうち島根県が設置する浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園をいう。

(7) 治山海岸施設

「治山海岸施設」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業のうち、海岸防災林造成事業及び防風林造成事業により整備された施設(植栽木を含む。)並びに当該施設に隣接する県が管理する土地をいう。

(8) 漁港施設

「漁港施設」とは、漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設をいう。

(対象活動)

第3条 この要領における対象活動は以下のとおりとする。

(1) 美化活動

道路(主として、歩道等(ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設、側溝等含む))、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設及び漁港施設の清掃、緑化(中低木剪定含む)を行う活動をいう。なお、道路における美化活動の対象となる区間は50m単位として、歩道設置済区間又は緑地帯のある区間とし、作業は年2回以上行うことを原則とする。

(2) 草刈活動

道路、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設及び漁港施設の草刈りを行う活動をいう。なお、道路における草刈事業の対象となる区間は、沿道の草刈が必要な区間で50m以上かつ面積100㎡以上とし、作業は年1回以上行うことを原則とする。

なお、道路における草刈の幅は現場の状況に応じたものとし、法面の幅 $1 \, \mathrm{m}$ を目安とする。

(愛護団体の認定)

- 第4条 「ハートフルしまね」の支援を受けようとする団体は、道路、河川、海岸(漁港区域内の海岸を除く。)、港湾施設及び砂防施設については、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、浜田港湾振興センターの長、空港施設については、出雲空港管理事務所又は各空港管理所の長、治山海岸施設については隠岐支庁農林局又は各農林振興センターの長、漁港区域内の海岸及び漁港施設については隠岐支庁水産局又は各水産事務所の長(以下「地方機関の長等」という。)に認定申請書(様式第1号)を提出する。ただし、公園については浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園の指定管理者(以下「公園指定管理者」という。)に送付することとし、公園指定管理者は、提出された申請書を地方機関の長等へ送付する。
- 2 地方機関の長等は、申請内容が適当と認めるときは、第2条第1項第1号から第8号に 掲げる施設区分ごとにボランティア活動団体として認定し、愛護団体認定証(様式第2号) を申請者に交付する。
- 3 地方機関の長等は、前項の規定により認定をしたときは、愛護団体認定証の写しを当該 公共土木施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設 については該当市町村へ通知し、公園については公園指定管理者に通知する。

(認定内容の変更)

第5条 前条の規定により認定された愛護団体(以下、「認定団体」という。)は、その認定 内容に変更があるときは、変更届(様式第3号)を地方機関の長等に提出する。ただし、 公園については公園指定管理者に提出することとし、公園指定管理者は、提出された申請 書を地方機関の長等へ送付する。 2 地方機関の長等は、前項の変更届の提出があったときは、その写しを当該公共土木施設 の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該 当市町村へ通知する。

(活動の中止等)

- 第6条 認定団体は、愛護活動を中止しようとするときは、活動中止届(様式第4号)を地 方機関の長等に提出する。ただし、公園については公園指定管理者に提出することとし、 公園指定管理者は、提出された中止届を地方機関の長等へ送付する。
- 2 地方機関の長等は、前項の活動中止届の提出があったときは、その写しを当該公共土木 施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設について は該当市町村へ通知する。
- 3 地方機関の長等は、認定団体の活動状況が不適当と認めるときは、認定を取り消しする ことができる。ただし、公園は、公園指定管理者と協議し、認定を取り消しすることがで きる。
- 4 地方機関の長等は、前項の規定により認定を取り消したときは認定取消通知書(様式第5号)により認定団体へ通知し、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課に送付する。 なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。

(愛護活動の事前打ち合わせ)

第7条 地方機関の長等は、作業範囲、作業方法等について認定団体に対し愛護活動が円滑に行えるよう適宜指導・助言する。また、公園においては、公園指定管理者も、作業範囲や作業方法などについて認定団体と事前に打ち合わせを行い、愛護活動が円滑に行えるよう指導、助言する。

(事故の防止等)

- 第8条 地方機関の長等は、事故の防止について認定団体を支援する。
- 2 事故発生の場合には、認定団体は速やかに地方機関の長等に通報するとともに事故発 生報告書(様式第6号)により、地方機関の長等に報告しなければならない。
- 3 地方機関の長等は、前項の事故発生の報告を受けた場合は、当該公共土木施設の本庁所 管課へ速やかに報告する。この場合において、当該公共土木施設所管課長はボランティ ア傷害保険の適用に関して所定の手続きをする。

(活動実績の報告)

- 第9条 認定団体は、当該年度の活動終了後速やかに(遅くとも3月末日までに)活動実績報告書(様式第7号)を地方機関の長等に提出する。ただし、道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱、河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱の規定による実績報告をしたときは、この限りでない。
- 2 地方機関の長等は、前項の活動実績報告書の提出があったときは、その写しを当該公共 土木施設の本庁所管課に送付する。

(表示板の設置)

- 第10条 道路(臨港道路除く)については認定団体の希望により、地方機関の長等は認定 団体の氏名等を記入した表示板を対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置する。
- 2 表示板の設置は原則として1基とする。
- 3 地方機関の長等は第6条の規定により活動の中止等をした場合には第1項の規定で設置した表示板を撤去することが出来る。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

「島根県道路愛護ボランティア制度実施要領」、「島根県河川・海岸愛護ボランティア活動団体登録要領」、「『しまねのみなと』愛護ボランティア活動団体登録要領」、「『しまねの砂防』愛護ボランティア活動団体登録要領」及び「『しまねの公園』愛護ボランティア活動団体登録要領」は廃止する。ただし、廃止前の各要領により認定した団体については、この要領第4条による認定をしたものと見なす。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

「ハートフルしまね」認定申請書

令和 年 月 日

提出先の事務所を選択してください。

団 体 名	
代 表 者	住 所
	氏 名 印
電話番号	
「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボラ	ランティア支援制度)活動団体認定要
第4条の規定により、裏面事項を遵守し次のとおり	申し込みます。
道路 ・ 河川 ・ 海岸 ・ 港湾	・ 空港 · 砂防 · 公園・

領 治山海岸·漁港 土木施設種類 (該当を○で囲む) 公共土木施設名 活動の場所 筃 所 (延 長m) 団体の概要 団体構成員数 人 設立年月日 美化活動 · 草刈活動 活動の内容 愛 (該当を○で囲む)__ 護 活 活動予定者数 人 動 \mathcal{O} 内 活動時期 容 及び頻度

※位置図等、活動範囲がわかる図面を添付してください。

※裏面に続く

【道路(臨港道路を除く)に関する事項】

- (1) 愛護団体は、作業にあたっては自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意します。
- (2) 美化活動は区間の歩道、緑地帯等について、<u>年間2回以上</u>を目安とし清掃又は緑化等の作業を行い、道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めます。
- (3) 草刈活動の区間について、<u>年間1回以上</u>の草刈作業を行い、道路を安全で良好な状態にしておくよう努めます。
- (4)愛護団体の名称等を記載した表示板を区間内に設置することを希望する場合、下記により地方機関の長等へ申し込みます。

表示看板設置希望の有無有・無(該当を〇で囲む)

- (5) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。
- (6) 愛護団体は道路法ほか各種関係法令を遵守し作業します。
- (7) 愛護団体は、区間内の道路及び道路施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等に通報します。

【河川海岸・港湾施設(臨港道路を含む)・空港施設・砂防施設・公園・ 治山海岸施設・漁港施設(臨港道路を含む)に関する事項】

- (1) 愛護団体は、作業にあたっては自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意します。
- (2) 美化活動は当該認定区間について、清掃又は緑化等の作業を行い、施設を良好な状態にしておくよう努めます。
- (3) 草刈活動は当該認定区間について、草刈作業を行い、施設を安全で良好な状態にしておくよう努めます。
- (4)区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。
- (5) 認定団体は各種関係法令を遵守し作業します。
- (6) 認定団体は、区間内の各施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等又は 公園指定管理者に通報します。



愛 護 団 体 認 定 証

 令和
 年
 月
 日

 認定番号

団体名

代表者名

様

提出先の事務所を選択してください。

貴方を「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第4条の規定により、次のとおり愛護団体に認定します。

1.	<u></u>	体	0)	名	称								
2.				場									
	(])公共	も土フ	卜施記	2名	_						 	
	(2	箇	所	(区間	罰)								
3.	寸	体	の	概	要								

① 活 動 内 容 美化活動·草刈活動

② 構 成 人 員 人

※登録事項に変更があったときは、その都度届け出ること。

※裏面に続く

【道路(臨港道路を除く)に関する事項】

- (1) 愛護団体は、作業にあたってはけが等をしないよう安全に十分注意してください。
- (2) 美化活動の愛護団体は区間の歩道、緑地帯等について、<u>年間2回以上</u>を目安とし清掃又は緑化等の作業を行い、道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めてください。
- (3)草刈活動の愛護団体は区間について、年間1回以上の草刈作業を行い、道路を安全で良好な状態にしておくよう努めてください。
- (4) 愛護団体の名称等を記載した表示板を区間内に設置することについて、下記のとおり地方機関の長等へ申し込んでいます。

表示看板設置希望の有無有・無(該当を〇で囲む)

- (5) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分してください。
- (6) 愛護団体は道路法ほか各種関係法令を遵守し作業してください。
- (7) 愛護団体は、区間内の道路及び道路施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等に通報してください。

【河川海岸・港湾施設(臨港道路を含む)・空港施設・砂防施設・公園・ 治山海岸施設・漁港施設(臨港道路を含む)に関する事項】

- (1) 愛護団体は、作業にあたってはけが等をしないよう安全に十分注意してください。
- (2) 美化作業の愛護団体は当該認定区間について、清掃又は緑化等の作業を行い、施設を良好な状態にしておくよう努めてください。
- (3) 草刈事業の愛護団体は当該認定区間について、草刈作業を行い、施設を安全で良好な状態にしておくよう努めてください。
- (4) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分してください。
- (5) 認定団体は各種関係法令を遵守し作業してください。
- (6) 認定団体は、区間内の各施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等又は 公園指定管理者に通報してください。

「ハートフルしまね」認定団体変更届

令和 年 月 日

提出先の事務所を選択してください。

認定番号				
団体名				
代表者	住	所		
	氏	名		印
電話番号				

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第5条の規定により、内容を変更するので次のとおり届け出ます。

学的 海川 海山 港市 科特					
		道路・河川・海岸・港湾・砂防			
土木施影	文性類	公園 ・ 治山海岸 ・ 漁港			
		(該当を○で囲む)			
団体	名	変更前			
	7 □	変更後			
代表有	岁 夕	変更前			
10 衣 1	3 4	変更後			
住	所	変更前			
上	ולו	変更後			
	公共土木施	変更前			
X 31 0 10 -r	設名	変更後			
活動の場所	箇 所	変更前			
	(延長m)	変更後			
団体の	HIII. THE	変更前			
団体の	恢 安	変更後			
		変更前			
団体構成	计 昌粉	人			
四1441	人貝奴	変更後			
		人			
		変更前			
	活動の内容	変更後			
愛護活動の		変更前			
内 容	活動予定者 数	変更後			
		変更前			
そ の	他				
		変更後			

「ハートフルしまね」認定団体活動中止届

令和 年 月 日

提出先の事務所を選択してください。

認定番号				
団 体 名				
代表者	住	所		
	氏	名		印
電話番号				

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第6条の規定により、活動の中止を届け出ます。

記

活動中止の理由

「ハートフルしまね」認定取消通知書

令和 年 月 日

認定番号 団体名 代表者

様

提出先の事務所を選択してください。

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第6条の規定により、認定を取り消します。

記

取消の理由

事 故 発 生 報 告 書

令和 年 月 日

提出先の事務所を選択してください。

			認定者	番号		
			団 体	:名		
			代 表	者 住 月	折	
				氏。	名	
			電話	 番号		
						、フルしまね」(島根 ;2項の規定により、
			記		1	
受 傷 者	住所				電話	
义 炀 伯	氏名				年齢	
事故発生日時	令和	年	月	日	時	分頃
事故発生場所						
受傷者の損傷箇	所等					
事故の原因、状	況等					

活動実績報告書

令和 年 月 日

提出先の事務所を選択してください。

認定番号		
団体名		
代表者	住 所	
	氏 名	印
電話番号		

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領第9条の規定により、活動実績を報告します。

愛	活動の場所	
	活動実施日	
護	伯男夫旭日	
活	活動延べ人数	人
動		
実		
績		
の		
内		
容	活動内容	
		(活動内容がわかる写真を添付)

※作業終了後速やかに(遅くとも3月末日までに)地方機関の長等に提出して下さい。